

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画（令和3年度～8年度）」概要版

盛岡市環境基本計画(第三次)

スローガン「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」

(地球温暖化対策)

盛岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(自然環境)

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画

(循環型社会)

盛岡市一般廃棄物処理基本計画

(基本計画を支える環境関連分野の計画)

現状と課題

■生物多様性地域戦略の策定

生物多様性の確保のために、市町村は生物多様性地域戦略を定めるよう努力する必要があります。

市では令和2年度までに戦略策定の検討をすることとしていました。

■自然環境の把握

市域の希少な動植物を守るために、生息・生育環境を把握する必要がありますが、平成24年度以降新たな調査が中断しており、調査する必要があります。

■特定外来生物・有害鳥獣

外来種の侵入や鳥獣による農林業や生活環境への被害が拡大しており、市域の自然環境への対策が必要です。

基本方針 (P3)

基本方針1 豊かな自然環境と生物多様性の確保

【生物多様性地域戦略】

山林や農地、水辺など多様な自然環境は多くの生物が生息・生育する場であるほか、水源かん養、水質浄化、自然災害の防御、気温上昇緩和など多くの環境保全機能を有することから自然環境を保全し、生物の多様性を確保します。

基本方針2 緑や自然とのふれあいの促進

【生物多様性地域戦略】

花や緑は、私たちの生活に重要な役割を果たしています。緑や自然とのふれあいや体験ができる場の創出に努め、積極的に緑や自然とのふれあいを促進します。

基本方針3 歴史的環境の保全

歴史ある庭園や屋敷林、街並みに溶け込んだ建造物は城下町盛岡の歴史的景観を形成してきました。

良好な景観を構成する存在として、また市街地における身近な緑とふれあえる場として歴史的環境の保存と活用に努めていきます。

施策 (P5~24)

- (1) 環境保護地区等の保全 (P5~7)
- (2) 河川、水辺、池沼、湧水等の保全 (P8)
- (3) 自然・生物に関する情報の整備 (P9~13)
(希少種の把握と生息区域の保護)
- (4) 特定外来生物・有害鳥獣防除対策 (P14~15)

- (1) 自然とのふれあいの場の確保 (P16~17)
- (2) 環境学習の充実 (P18~20)
- (3) 市民等との協働活動 (P21)

- (1) 保護庭園・保存建造物の保全 (P22~23)
- (2) 旧町名の保存 (P24)

(主な改定内容)

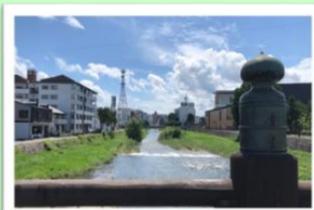
・「自然・生物に関する情報の整備」は、環境保全の基本となる自然環境調査の実施を目指します。基礎データを収集することで経年の変化、どの地域を、どの種を保全すべきかを把握するために重要な施策となります。計画では調査の手法から改めて検討し実施することとしています。

・「特定外来生物・生態系被害防止外来種対策」は、外来種の侵入状況や鳥獣による被害状況を把握した上で適切な対策を講じることとしています。

・「市民等との協働活動」は、市民参加型の自然環境調査や外来種の駆除などを市民の皆さんと協働で実施することで、地域課題を共有し、活動自体が環境について考える機会となり得ることから、こうした機会を増やしていく施策を展開しています。

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画とは？

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年策定）に基づき、自然環境等の保全に関する施策をまとめたものです。盛岡市独自の条例で、自然環境と歴史的景観を一体的に保全していくことを目的としたものです。



平成12年度に、市の環境施策全般の基礎となる盛岡市環境基本計画が策定されたこと、また平成16年に景観施策の基礎となる景観法が施行されたことで、本計画は当初の理念を継承しながら、より自然環境分野に特化した具体的な行動計画として位置づけられました。

現行計画の計画期間が令和2年度までであることから改定するもので、改定後の計画は、**生物多様性地域戦略**としての役割も担うものとなるよう施策を展開します。

生物多様性国家戦略と地域戦略

国は2050年までの長期目標として、自然のしくみを基礎とし、生態系サービス（生態系によって人類が得ているさまざまな恵み）を将来にわたって享受できる自然共生社会の実現を目標に掲げており、短期目標である「生物多様性国家戦略2012-2020」において生物多様性を脅かす開発行為や自然への働きかけの減少、人間が持ち込んだ外来種、地球環境の変化など、これらの危機を解決していくために5つの基本戦略を掲げています。

＜国の掲げる5つの基本戦略＞

- ① 生物多様性を社会に浸透させる
- ② 地域における人と自然の関係を見直し、構築する
- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ④ 地球規模の視野を持って行動する
- ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

＜盛岡市の生物多様性地域戦略＞

国の目標・基本戦略を基本として、地域戦略は、盛岡市の特性・課題の解決につながるような具体的な行動計画を目指すものです。

補足

「生物の多様性」ってどういうこと？

「様々な生態系が存在することや生物の種間、種内に様々な差異が存在すること」を言います。（生物多様性基本法第2条）



多様な生態系に私たちの暮らしは支えられている

私たちが暮らす地球は、さまざまな自然環境の中で（生態系の多様性）、数多くの生物を育み（種の多様性）、また同じ種の中でも個体差があります（遺伝子の多様性）。それらが共に暮らす地球環境から、私たちはさまざまな恩恵を受けています。このことが将来にわたって継続されるよう生物の多様性を確保していく必要があります。